

海難審判扶助審査委員会規程

第1章 海難審判扶助審査委員会の設置

(委員会)

第1条 海難審判扶助事業の円滑な運用を図るため、公益財団法人海難審判・船舶事故調査協会(以下「この法人」という。)の定款第52条の規定に基づき、海難審判扶助審査委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

(委員会の職務)

第2条 委員会は、海難審判扶助(以下「扶助」という。)の申出につき、扶助の諾否並びに扶助を要すると認めた事件(以下「受任事件」という。)の補佐に要する費用及び補佐人に対する報酬等を審査決定し、受任事件を担当する海事補佐人(以下「受任補佐人」という。)の推薦を行なう。

(委員)

第3条 委員会は、委員長1名及び委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員の互選とする。
- 4 委員の任期は、各2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、原則として毎月1回委員長が招集する。

- 2 委員長は必要があるときは、いつでも委員会を招集することができる。

(委員会の定足数)

第5条 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第2章 扶助の範囲

(要扶助者の範囲)

第6条 扶助を要する者の範囲は、次の各号の一に該当する者で、委員会において扶助を要すると認めた者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)で定める要保護者
- (2) 海難審判のための出費によって、生活をおびやかされるおそれのある

生計困難者

(3) 前号に準ずる者

(事件の範囲)

第7条 扶助を要する事件は、受審人及び指定海難関係人が十分自己の立場を弁護することが困難な事情があって、それが裁決に重大な影響を与えるおそれのある事件及びその他の重大事件であって扶助するを相当と認めるものをいう。

第3章 事件の処理

(扶助の申請書類)

第8条 扶助を求めようとする者（以下「依頼者」という。）は、所定の書式に従い必要な事項を記載した申請書を支部又は本部に提出しなければならない。

2 前項の書面には、海難報告書の写又はこれに代わるもの並びに会長が指定した書類を添付しなければならない。

(扶助の手続)

第9条 支部が前条の書類を受理したときは、すみやかにこれを本部に送付しなければならない。

2 会長は、扶助申出の書類を受理したときは、これを委員会に付託するものとする。

(調査)

第10条 委員長は、その委員1人又は事務局員に必要な事項を調査させることができる。

(受任補佐人の届出)

第11条 受任補佐人となるには、所定の事項を会長に届け出なければならない。

2 会長は、受任補佐人名簿を備え、前項の届け出があったときは、これを登載する。

(補佐費用等の算出根拠)

第12条 受任事件の補佐に要する費用（旅費を含む。以下同じ。）及び受任補佐人に対する報酬は、海難審判扶助費基準による。

(依頼者の負担額)

第13条 委員会は、受任事件の補佐に要する費用、受任補佐人に対する報酬のうち、依頼者に負担させる部分があるときは、その負担部分について審議

しなければならない。

(受任補佐人の推薦)

第14条 委員会は、受任補佐人を受任補佐人名簿に登載された者の中から推薦する。

(報告)

第15条 委員会は、審査決定の結果及び受任補佐人の推薦状況をすみやかに会長に報告しなければならない。

(扶助の決定)

第16条 会長は、委員会より推薦された受任補佐人に対して、すみやかに受任事件の概要並びに扶助の条件を示して、同意を求め、これを決定して必要事項を依頼者及び受任補佐人に通知するものとする。

(補佐費用)

第17条 受任補佐人は、定められた条件に従って依頼者と契約を結び、本会から補佐に要する費用を受領するものとする。

第18条 受任補佐人は、事件の処理にあたり費用に不足を生ずるおそれがあるときは、本会に費用の増額を求めることができる。

2 第9条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(補佐人の義務)

第19条 受任補佐人は、本会の承認を得なければ、依頼者のために金銭を立替え又は依頼者から金銭を徴収してはならない。金銭以外の利益についても同様とする。

(報告)

第20条 会長は、必要があるときは、いつでも受任補佐人から報告を求めることができる。

(扶助の打切り)

第21条 この法人は、扶助を認めた後においても、依頼者が扶助を要しない程度の資力を有することがわかり、若しくは資力を有するにいたったときは、扶助を打切ることができる。

2 受任補佐人は前項の疑いがあると認めたときは、直ちに会長に報告しなければならない。

3 扶助を打切ったときは、依頼者のために支出した費用の全部又は一部を依頼者から返還させることができる。

(補佐人が不適任な場合の措置)

第22条 会長は、受任補佐人が著しく不適任であると証明されたときは、そ

の旨を委員会に通知して適当な措置を求めることができる。

2 前項の場合、受任補佐人が辞任したときは、既に交付した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(事件完了後の措置)

第23条 受任補佐人は、受任事件が終了したときは、所定の事項を会長に届け出なければならない。

第24条 受任補佐人は、事件が完結したときは、本会から報酬を受領するものとする。

第25条 依頼者は、事件が完結したときは、自己の負担部分であって本会に返還すべきものとされた部分については、すみやかに返還しなければならない。

第26条 この法人は、返還期日が到来しても依頼者がこれを履行しないときは、少なくとも6か月ごとに返還を請求しなければならない。

(返還の免除、猶予)

第27条 依頼者は、返還金の全部又は一部の免除若しくは猶予を受けたいときは、返還の困難な事情を明らかにした書面により申請しなければならない。

2 会長は、前項の申請を受理したときは、これを委員会に付託するものとする。

3 会長は、返還金を返還期日に返還させることが著しく困難又は返還させることができないと認めたときは、その全部又は一部の返還を猶予し又は免除することができる。

(庶務)

第28条 委員会の庶務は、この法人の事務局が処理する。

(書類の調整)

第29条 この法人の事務局は、次の書類を調製しなければならない。

- (1) 委員会議事録
- (2) 扶助事件簿
- (3) 扶助費収支簿

附 則

1 この規程は、昭和43年7月1日から適用する。

2 社団法人海難審判扶助協会が受理した扶助業務の処理については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、昭和49年11月1日から適用する。但し、それ以前に処理されたものについては、従前の例による。

附 則

この規程は、昭和54年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人海難審判協会 海難審判扶助取扱規程（昭和43年8月22日制定）は、廃止する。